

指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第22号

平成29年4月11日発行

高原山を取り巻く 「これまで」の闘い

現在、本町では指定廃棄物処分場問題を抱えています。しかし、この問題以前にも高原山を開発しようとする動きが何度もありました。

塩谷町の豊富な水を生み出すのは、町の北部にそびえ立つ高原山です。ここに降った雨が、長い年月をかけて吹き出しているのが、環境省により全国名水百選に認定されている『尚仁沢湧水』で、単独の湧出口としては日本一の湧水量があると言われ、日量6万5千トンの水を那珂川水系荒川に注いでいます。

これらの水を守るために町と市民はこれまでいくつもの開発計画を阻止してきました。

その一つが、1979年から林野庁との闘いでした。ミズナラ・ブナ等の唯一の天然林を皆伐し、ヒノキを植栽する計画でしたが、自然林が豊かな水を生むことを知っている町民はそれを阻止しました。

二つ目が、1995年、上寺

島区の大名沢の国有林を切り開き鉄道用の敷砂利を採る計画でした。これは相手が民間企業であつたため苦勞もありましたが、最終的に阻止することができました。



■ ブナ林の伐採事業計画

1979年、高原山南山麓の国有林面積23ヘクタールを1989年度までに伐採しようという計画が、矢板営林署（現塩

那森林管理署）で持ち上がりま

した。そこは、本町に残るブナ・ミズナラ等の唯一の天然林で、樹齢100年を超えるものもありました。町では当時の柿沼尚志町長が中心となって「できるだけ天然林は残しておきたい」と営林署に再三にわたり要望書を提出していましたが、「付近の林業関係者の働く場を与えるため」との営林署の考えで、この工事は1982年5月に着工されました。同年11月、この工事を知った高原山の自然を守る会の初代会長の故和氣辰夫氏が、この計画を阻止しようと呼びかけを行い、約700人の賛同者が集まりました。翌年1月16日、中心メンバー20人で現地調査を行ったところ、ブナ、ミズナラなどが丸太となって積み重ねられている状況が確認されました。そして、同年1月23日に当会を設立し、翌年度以降の工事中止を営林署に求めました。結果、1985年度からその伐採を中止することができたのです。

■ 大名沢の採石採取計画

1995年、高原山南山麓の大名沢周辺の国有林約9・5ヘクタールにおいて、岩石を10年間採掘し、最初の2年間は1日当たりダンプ70台、3年目からは大名沢にプラントを建設、1日150台分を搬出し、線路の敷石や建設用骨材に使用するという計画が、東京の総合建設会社から持ち上がりました。これは、林野庁が国有林事業の赤字改善を目的とした土石販売促進プロジェクトによる収



【高原山の自然と守る会 設立総会の様子】

益活動の一環で、事業開始には、地元住民、町、栃木県の同意と矢板営林署長の許可が必要なものでした。計画地は、ヒノキの原生林のほか、モミ、ツガなどの天然林が群生し、県鳥のオオルリの営巣地でもあり、それら生態系の破壊、そして、ダンプ走行による排ガス・粉塵・騒音被害など、環境破壊は明らかでした。このようなことから、活動を休止していた「高原山の自然を守る会」を1995年12月10日、会員493人で再結成し、反対運動を展開しました。結果、翌年2月、当時の大島藤吾町長が「計画には同意できない」という考えを表明したこと、実質的な中止となりました。

高原山・尚仁沢湧水 保全条例の制定

塩谷町民は自然を代償にして町が豊かになることより、遠い昔からこの塩谷町に守られてきた自然を愛し、そこから流れ出る水を守ってきました。高原山の自然を守る会の初代会長である故和氣辰夫氏は常日頃から「塩谷町の自然は町の後世までの財産になる。保全条例を制定し、町の自然保護に対する姿勢を示すべき」と語っていました。その和氣会長はどのような条例にすべきか知人の弁護士に相談し、1995年の大名沢の採石問題が決着した後から少ずつ原案づくりを進めてくれていました。その後、和氣会長が病気になるより道半ばでお亡くなりになったため、現会長がその意志を引き継ぎ、条例制定の準備をしていました。また、2014年4月に国が『水循環基本法』を制定しました。そのことは町が推し進めようとしていた、自然を保護することに清らかな水を守ることを推奨していることでした。しかしながら、同年7月30日に本町の寺島入国有林が指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に選定されてしまいました。

町議会は9月18日に臨時議会を開き、全会一致で『塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例』を可決しました。これにより長年の懸案事項であった、高原山・尚仁沢湧水の保全に対しての町の姿勢を明確に示せることになりました。『塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例』では、指定されたエリアのなかにおいて、特定の事業活動を実施する場合には、町長の許可を受ける必要があるとして、指定廃棄物最終処分場の建設計画も、それにいたる詳細計画も、条例によって定められている町長の許可が必要な事業活動に該当しています。この条例は、決して環境省の指定廃棄物詳細調査候補地選定に対抗することを目的としているものではなく、町が歩んできた自然と共生するまちづくりを集大成させるものであり、多くの町民が求めているものです。処分場の建設計画は条例に該当する事業活動である以上、町長の許可を受けなければ計画を進めることはできません。万が一、環境省が強引に計画を進めようとするれば、『塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例』によって規制がかかることとなります。

塩谷町ホームページ

<http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/top/top.aspx>

